

「錠の保管を厳重に」
 ◇最近、車輛盗難がひんばんに発生しており、盗難に注意して下さい
 ◇駐停車はもろろんのこと車庫内においても錠をはずして、盗難に注意して下さい

今年納税がはじまります

便利な振替納税制度のご利用をおすすめします

前年度に続いて、昭和四十九年度も時限特例で、固定資産税の第一期の納税が四月から五月に変更になったことは、前月号でお知らせしたとおりです。納税期は、お正月（五日）頃には、お手元へ固定資産税第一期分の納税通知書および納付書をお届けします。今年もまた期限内納税にご協力下さるよう、よろしくお願ひいたします。

固定資産税について
 昭和四十九年度から税率が標準税率の百分の一・四（前年度までは百分の一・五）に引下げになり、宅地の税額計算が二〇〇㎡以下の小規模住宅用地、それ以外の住宅用地、非住宅用地に区分され、個人の所有地と法人の所有地とは税負担ががらごさります。（前月号をご参照下さい）
 また、農地から住宅用地への転用許可をとりながら地目の変更登記をしていない土地や、無許可無居住宅用地についても、本年度から宅地として前述の区分により課税することにより、税負担が軽減されます。

納税は便利な振替で
 納税は便利な振替で、自分の都合のよい金融機関を指定されれば、「納税」

印紙税の改正で、昭和四十九年五月一日から印紙税額が変更になりました。一般の生活に直接関係のあるおまな改正点をお知らせします。

五月一日から印紙税が変更になりました

印紙法の改正で、昭和四十九年五月一日から印紙税額が変更になりました。一般の生活に直接関係のあるおまな改正点をお知らせします。	金銭や有価証券の受取書 いままでは、一万円未満を非課税として、一万円以上受取金額に関係なく受取書一通につき二十円の印紙税額であったものが、次のように改正されました。
・免税点……三万円未満 ・五十万円以下のもの 五十円	・五十万円を超え 百万円以下のもの 百円
・百万円を超え 二百万円以下のもの 二百円	・二百万円を超え 三百万円以下のもの 三百円
・三百万円を超え 五百万円以下のもの 五百円	（以下省略）

契約書・借入金証書・請負
 従来から記載金額に応じて印紙税がかかっていた文書のうち、五百万円以上の高額の記載金額のものについて印紙税額が上がりました。なお、請負契約書のうち「二百円」であったものが、「百万円以下のもの」が、「百万円以下のもの」に変わっています。

技能検定の喜びを!!
 技能検定は、技能と社会的地位が向上することを目的として行なわれる国家検定です。この技能検定は、職種ごとに一級と二級に分かれ、実技試験と学科試験を新潟県技能検定協会が、県知事の委任を受けて行ないます。

技能検定試験の実施
 昭和四十九年六月三十日（日）から四十九年九月二十九日（日）までの間の指定する日に行ないます。

1 実技試験場
 新潟県技能検定協会
 新潟市川岸町一丁目マ
 電話（〇二五）二二三一
 （二五）二二三二

2 学科試験
 新潟市……新潟県立新潟専修職業訓練校
 長岡市……新潟県総合高等職業訓練校
 上越市……新潟県立上越専修職業訓練校
 問い合わせは
 新潟県商工労働部
 職業訓練課
 電話（〇二五）二二三一
 五五一（内線三三三九）
 新潟県技能検定協会
 電話（〇二五）二六六一
 七五一

県コ

納期限 五月三十一日（金）
 お忘れなく期限内納税にご協力下さい。

身体障害者手帳、または、戦傷病者手帳もしくは、精神薄弱者で療育手帳をお持ちになり、自動車税の減免要件に該当される方は、納期前七日までに財務事務所へお出になり申請して下さい。お気軽に財務事務所（〇二五六七）二一五二一、内線二〇六二〇八番へお問合せ下さい。

◆明るい生活環境を!

春の清掃月間として、常に清潔で明るい生活環境を村民が認識して、協力を深め、地域の環境衛生を強力に推進するために、今年も全力をあげて実施することになりました。

- ①公共の場所の清潔保持
- ②下水、溜水、竹やぶ等の清掃
- ③住宅、畜舎等の大掃除
- ④越冬害虫駆除、薬剤の散布
- ⑤川、海にゴミをすてないこと
- ⑥公衆衛生道徳を守ること

五月一日～五月三十一日
春の清掃月間
 いつもきれいにしておくために
 美化保全に協力して下さい!!

◆川はみんなのものです

川は最近、一部の心ない人のためにひどく汚されています。川は皆さんの日常生活に欠くことのできない水道元やかんが用水のほか、緑と水との空間のいこいの場として利用されている公共物です。

昭和49年度保育料徴収金基準額表

◇常設保育所◇
 (1) 徴収金基準額表

階層	階層	定 義	徴収金基準額（月額）			
			3才児以上	3才未満児		
A	階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）	0円	0円		
B	階層	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	0円	0円		
C	階層	A階層及びB階層を除き前年度分の所得課税世帯	第 1	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯	2,400円	2,900円
			第 2	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満である世帯	2,800円	3,200円
			第 3	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上である世帯	3,200円	3,700円
D	階層	A階層及びB階層を除き前年度分の所得課税世帯	第 1	前年分の所得課税額が3,000円未満である世帯	3,600円	4,600円
			第 2	前年分の所得課税額が3,000円以上30,000円未満である世帯	4,100円	5,000円
			第 3	前年分の所得課税額が30,000円以上60,000円未満である世帯	4,500円	5,500円
			第 4	前年分の所得課税額が60,000円以上90,000円未満である世帯	5,200円	6,300円
			第 5	前年分の所得課税額が90,000円以上120,000円未満である世帯	6,100円	7,500円
			第 6	前年分の所得課税額が120,000円以上である世帯	7,000円	9,000円

(2) 固定資産税額による階層認定基準表

徴収金基準額表の定義における階層及びその固定資産税額による区分	認定する階層
C ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	C ₂ 階層
C ₂ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が6,000円以上である世帯	C ₃ 階層
C ₃ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が8,000円以上である世帯	D ₁ 階層
D ₁ 階層に属し、前年度分の固定資産税課税額が10,000円以上である世帯	D ₂ 階層

(3) 固定資産税額による附加基準表

定 義	附 加 額
前年度分の固定資産税課税額が4,000円以上である世帯	300円
前年度分の固定資産税課税額が12,000円以上である世帯	500円
前年度分の固定資産税課税額が30,000円以上である世帯	700円

(4) 減額徴収基準
 C階層に限り同一世帯に2人以上入所児童がいる場合は2人目の児童から徴収金額の半額とする

◇へき地保育所◇

定 義	徴 収 金
基準額（月額）入所児童1人につき	2,300円

※ 4月分の保育料は5月、6月分に2分の1ずつ上乗せして徴収させていただきます。

たばこは村内で買いました